東京都立墨田特別支援学校　教職員倫理要綱

東京都立墨田特別支援学校　校長

児童・生徒が、地域社会の中で人としての尊厳が守られ、自立と社会参加していくことは、障害のある・なしにかかわらず全ての児童・生徒に保障されるべき大切な権利です。

本校においても、児童・生徒のかけがえない生命と人権を尊重し、児童・生徒一人一人のニーズを踏まえた質の高い教育を行うことにより、児童・生徒の自尊感情・自己肯定感を育て、地域社会で積極的、意欲的に生きていくための資質・能力を育てることが求められています。

私たち教職員は、児童・生徒の人権を尊重した基本姿勢を堅持し、常に人権感覚を磨き、創意工夫をもって児童・生徒の指導、教育的支援にあたるため、以下の７項目を教職員倫理と規定し、これを全教職員が遵守することといたします。

１　私たち教職員は、児童・生徒一人一人の尊厳と基本的人権を大切にし、性別、国籍、宗教、家庭状況、障害の程度や状態等のあらゆる理由において、差別的取扱いをしません。
２　私たち教職員は、児童・生徒の個性と主体性を尊重し、自己に関係する事項に関して意見を表明する機会及び多様な活動に参画する機会が確保されるようにするとともに、自己選択や自己決定ができるよう指導上の工夫と教育的支援を行います。
３　私たち教職員は、児童・生徒のプライバシーと個人情報を守り、侵害しません。
４　私たち教職員は、児童・生徒の人権を擁護する者としての自覚をもち、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先されるよう、必要な教育的支援に誠実に対応します。
５　私たち教職員は、児童・生徒への体罰、暴言、セクシュアル・ハラスメント、不適切な指導等のあらゆる権利侵害を絶対に行いません。
６　私たち教職員は、児童・生徒の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
７　私たち教職員は、児童・生徒への的確な教育的支援を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研さんに励みます。

教育とは本来、教職員と児童・生徒との間に親密な相互関係が働くことにより大きな教育的成果を得られるものです。そのため、私たちの教育が一方的になっていないかを児童・生徒の立場にたって常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この教職員倫理に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しみません。さらに、具体的な行動指針を別紙のとおり定め、これを遵守いたします。

令和６年４月１日付６墨特第１３５号

（別紙）

東京都立墨田特別支援学校　教職員倫理要綱に基づく行動指針

児童・生徒に対する指導、教育的支援は、人権尊重の精神を具現化し、児童・生徒のもてる力を最大限伸ばすために、絶えず点検するように努めます。

１　人権尊重を具現化する教育的支援

（１）年齢にふさわしい敬称、接し方で指導、支援をします。
（２）児童・生徒が理解しやすい言葉、表現等を使います。
（３）障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言、行為をしません。
（４）体罰や肉体的苦痛を与えることはしません。
（５）威圧的・強圧的な指導、言葉掛け等、精神的な苦痛を与えることはしません。
（６）障害の呼称・状態等を表す用語を児童・生徒の前で差別的に使ったり、児童・生徒　の言動や動作等の真似したりすることはしません。
（７）食事を抜く、トイレに行かせない等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
（８）性的に不快にさせる行為や、そのおそれがある行為はしません。
（９）危険回避のための行動制限は、本人・保護者及び同僚に明確な説明を行います。
（10）保護者や関係者に説明できる教育的支援を常に意識し、実践を行います。

２　児童・生徒の個性と主体性の尊重

（１）本人・保護者と相談の上、個別指導計画、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、その計画を基に指導、支援を行います。
（２）児童・生徒の特性や得意なこと・苦手なこと、身に付けてきた生活習慣を十分考慮した指導、支援を行います。
（３）自己選択、自己決定をする機会をできるだけ設け、主体的に活動できるように努めます。
（４）学校外での体験、活動の機会を計画的、段階的に設けるように努めます。

３　個人情報、プライバシーの保護

（１）職務上知り得た児童・生徒の個人情報は他に漏らしません。
（２）学校以外の場所に写真や名前、作品等を掲示・展示する場合は本人・保護者の了解をとります。
（３）所持品の確認をする際は本人・保護者の了解をとります。
（４）本人・保護者の了解のもと、他の関係機関から情報を得るように努めます。
（５）放課後等デーサービスへの情報提供は原則保護者からのみとし、真に必要な場合に学校から情報提供を行うときは保護者の了解をとります。

４　心身の不安定、虐待、所在不明等に対する確認、報告・相談

（１）児童・生徒の心身の状況を観察・把握し、児童・生徒の抱える困難さ、不安、辛さ・淋しさに寄り添います。異状を感じた際は、複数の教職員で確認、対応します。
（２）精神的・肉体的な虐待を受けていることが明確になったとき、速やかに学年主任・学部主幹・管理職に報告し、関係法令等に従い関係機関に通報します。
（３）連絡がなく登校していない児童・生徒には、所在の確認、安否確認を急ぐとともに、必要に応じ関係機関と連携して、迅速に対応します。